



山の都のエコライフ支援事業（太陽光発電システム設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に整備する太陽光発電システムの設置を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・住宅用太陽光発電システムの設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・住宅用太陽光発電システムを既に設置している者でないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと
- ・住宅用太陽光発電システムにあつては、低圧配電線及び逆潮流有りで連結されているものであつて、未使用であるもの
- ・電力会社と電灯契約を締結していること
- ・住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力1kw 当たり2万円（千円未満切捨）、10kw 未満。
- ・補助限度額：10万円

【補助対象経費】

- ・住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・運送料

必要書類

【申請時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・ 太陽光発電システムの最大出力値が確認できる書類の写し
- ・ 設置予定のすべての屋根面がわかる写真及び建物全景写真
- ・ 家屋位置図(付近見取図)
- ・ 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・ その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・ 事業報告書及び収支決算書
- ・ 太陽電池モジュールの設置枚数がすべて確認できる屋根面の写真
- ・ 領収書の写し
- ・ 電気会社との系統連結に伴う電力需給契約書の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・ 本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。
- ・ 事業完了後は、補助者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。